

令和6年度一日看護師体験実施要綱

- 1 目的 大阪府内の高校生のうち希望する生徒に看護業務を体験する機会を提供し、看護への理解を深め、将来の進路選択に際し、看護師を目指す生徒を増加させる事を目的とする。
- 2 実施主体 大阪府
- 3 対象者 大阪府内の高等学校（以下「学校」）に在学する2年生
- 4 体験施設 大阪府内の病院及び訪問看護ステーションのうち「一日看護師体験事業」実施の意向があるもの（以下「病院等」という。）
- 5 人数 病院等の受入れ可能人数の範囲内
（各病院等における1日あたりの受入れ人数は2人以上とする。）
- 6 実施時期 令和6年7月24日（水）から8月23日（金）（土日祝日を除く。）
- 7 体験内容 概ね次のとおりとする。
 - 一 病院等施設及び看護業務の見学
 - 二 看護業務の模擬体験
 - 三 新人看護職員との懇談（看護職員を志望した動機や経験談など）
 - 四 その他、病院等が必要と認める事項
- 8 募集方法
 - 一 大阪府から学校へ募集案内を送付し、学校内で取りまとめの上、大阪府へインターネットで参加申込み（希望日・人数）を行う。
 - 二 大阪府から病院等へ募集案内を送付し、大阪府へインターネットで参加申込み（日別の受入可能人数）を行う。
- 9 募集期間 令和6年5月1日（水）から5月31日（金）
※上記期間の範囲内で、学校及び病院等に対して募集を行う。
- 10 実施病院等の割当て 大阪府は、病院の日別の受入枠と学校からの希望日・人数を踏まえ、学校毎に受入病院を割当てし、学校及び病院等あてに決定通知を令和6年6月28日（金）までに送付。
- 11 体験者決定 学校は、決定通知に基づき体験者を決定し、令和6年7月10日（水）までに体験先の病院等へ連絡調整表を送付。
- 12 費用負担 体験者から体験料は徴収しない。ただし、体験日当日の交通費、昼食代などの実費については、体験者の負担とする。
- 13 変更調整 連絡調整表を送付後、体験者の人数等に変更があった場合は、学校の担当者から病院等の担当者へ連絡し、調整する。
- 14 その他
 - 一 学校は、事業参加の1週間前から、生徒の体調チェックを行い、一日看護師体験を実施することが出来ないと思われる事例が起こったときは、病院等に相談の上、実施の可否を決定するものとする。
 - 二 上記の場合のほか、病院等が中止の判断を行った場合には、該当する学校及び大阪府に対して、その旨連絡するものとする。
 - 三 以下の場合に実施を中止する場合がある。
 - ・募集完了時点で学校と病院等の申込数に著しく差があり、マッチングが困難な場合
 - ・高校生または病院等側の都合により体験が実施できない場合
 - ・その他不測の事態が生じた場合

(別紙)

令和6年度 一日看護師体験 手続きスケジュール (イメージ)

日付	内容	大阪府	学校	病院等
5月1日(水) ～5月31日(金)	受入申込開始 ～締切			「受入申込」
6月28日(金) まで	決定通知送付	「決定通知書」 「受入表」 		
		「決定通知書」 		
7月10日(水) まで	体験者を決定し、 病院等へ連絡		「連絡調整表」 	
	「連絡調整表」の 変更は、担当者間 で調整		担当者 	担当者
7月24日(水) ～8月23日(金)	一日看護師体験 事業実施			
9月6日(金) まで	実績報告書提出			「実績報告書」
9月6日(金) まで	「アンケート①」 提出		「アンケート①」 (参加者本人)	
体験者が高校3 年時の2～3月 (翌年度)	「アンケート②」 提出		「アンケート②」 (学校担当者)	